

令和8年度 三重県伝統工芸士 募集要項

三重県では、伝統産業の振興や伝統工芸品の次世代への継承を目的に、令和6年度に「三重県伝統工芸士」制度を創設しました。

今年度も、本県の伝統産業の振興に積極的に貢献いただける方を募集します。

1. 認定基準

三重県指定伝統工芸品の製造事業者であり、次の各号に掲げるすべての要件を満たす者

- ① 県伝統工芸品の製造の実務経験年数が 20年以上あり、かつ、現在もその製造に直接従事していること。

- ・基準日は令和8年4月1日現在とする。
- ・実務経験年数は当該伝統工芸品の製造に直接従事した期間とし、他の工芸品等の製造に従事した期間は含めないものとする。

- ② 県伝統工芸品の製造に関する高度な技術・技法、知識を有し、維持及び発展に努めていること。

- ・維持及び発展に努めていることとは、日々自らの製造技術や技法を磨き、また、後進の者への技術指導等を行っていることを指し、これらの取組を 令和6年4月1日から申請日までの間において1回以上行っていることを要件とする。

(例)

○作品展等への出展、三重グッドデザイン等の認定

○後継者への技術指導や講義等

※あわせて活動取組が分かる書類等の提出が必要です。

- ・分業によって製造されることが一般的となっている県伝統工芸品の技術・技法の対象については、分業工程の場合も含めるものとする。ただし、当該工芸品の主要工程を含むものに限定し、補助的工程のみの場合は除くものとする。

- ③ 県伝統工芸品の振興に係る事業の推進に貢献しており、かつ、今後も貢献が期待できること。

- ・伝統工芸品の魅力発信や啓発を目的とした取組を 令和6年4月1日から申請日までの間において1回以上行っていることを要件とする。

(例)

- 振興に係るイベントの主催や参加
 - 学校や自治会での地域活動
 - 公共的団体の関連行事での実演
 - 広報誌等での活動取組の発信
- ※あわせて活動取組が分かる書類等の提出が必要です。

2. 申請方法について

三重県指定伝統工芸品指定団体等[※]（以下「指定団体等」という）は、「三重県伝統工芸士」認定候補者を選定の上、次に示す申請書類を製造地など当該工芸品の振興等に関する市町に期日までに提出してください。

指定団体等とは、三重県指定伝統工芸品を製造する団体等として県が指定をしている団体（組合、製造事業者、個人事業主）のことを指す

(1) 候補者の選定について

各指定団体等における候補者は2名までとする。

(2) 申請書類

① 三重県伝統工芸士認定候補者申請書（様式第2-1号）指定団体等が記載

② 個人別調書（様式第2-2号）

③ 誓約書（様式第2-3号）

④ 製造現場写真

・以下の様子が分かる写真をご用意ください。

【製造場所外観、製造場所全体像、原材料、各工程、完成品】

・必要に応じて、参考様式1をご活用ください。

・なお、パンフレット等既存の資料等での代用も可とします。

⑤ 表彰・受賞歴を確認できる資料や活動取組に関する資料（写し）

(例) 活動取組が分かる書類やチラシ、功績に係りのある資格証、賞状又は感謝状、本人の実績に関する新聞・雑誌・業界紙の記事、作品が掲載された図録、著書などの出版物、活動の記録映像 など

候補者が記載

(3) 提出期限

令和8年8月26日（水）まで（消印有効）

(4) 提出先

・当該伝統工芸品を管轄する市町（製造地など当該工芸品の振興等に関する

市町)に郵送にてご提出ください。

- ・各市町の提出窓口については別紙1をご確認ください。

(5) その他

必要に応じて、市町による事前調査を実施します。

3. 審査・認定方法について

(1) 認定審査会における審査について

三重県指定伝統工芸品等指定審査会において審査を行います。

日 程：令和8年11月12日(木)(予定)

場 所：三重県庁

審査方法：申請書類及び候補者によるプレゼンテーションを基に、総合的に評価し、認定基準をすべて満たす者を認定します。審査結果については、令和8年12月から令和9年1月に通知します。

(2) 認定証交付式について

次のとおり「三重県伝統工芸士」の認定証交付式を行います。

日 程：令和9年1月～2月(予定)

場 所：三重県庁



令和7年度認定証交付式の様子

4. 三重県伝統工芸士認定後について

(1) 公表

- ・三重県伝統工芸士については、県ホームページ等において、伝統工芸品の名称及び氏名等を公表します。

(2) 認定後の取組について

- ・認定後は、技術・技法の指導、後継者の育成等を通じて伝統産業の振興に努めてください。
- ・また、伝統産業の振興に係る事業への参加や協力をお願いします。

<参考>

三重県伝統工芸士の活動の取組例

- ・県内企業と連携したワークショップを実施



三重県フェア（イオンモール津南）の様子

(3) 認定の取消について

- ・三重県伝統工芸士認定要綱に基づき、認定基準を満たさない場合、認定を取り消す場合があります。

5. 問い合わせ先

伝統工芸士認定制度や申請書類の記載方法等のお問い合わせは、以下までお願いします。

〒514-8570 津市広明町 13 番地

三重県 雇用経済部 県産品振興課 三谷・岡本

電話 059-224-2336 FAX 059-224-3024

E-mail eigyo@pref.mie.lg.jp

平日 8時 30 分から 17 時 15 分まで